

学校感染症による療養報告書の提出について

学校において予防すべき感染症（別紙参照）にかかつたときは、出席停止となります。これらの感染症と診断を受けた場合は、医師に「発症日」と「登校再開可能な日」を確認するとともに、医師の指示のもと、十分療養し、回復してから登校してください。なお、お子さまが回復し登校する際には、保護者の方が以下の「療養報告書」を記入して、学校に提出してください。

療養報告書

組 氏名

月 日（発症日）より療養中のところ、症状が軽快し、下記経過のとおり回復したことを報告します。よって、月 日より登校します。

該当疾患 に○ に×	疾患名	登校可能なやすさ
インフルエンザ（A B 他） いわゆるに○ めやすの2つに×があるか確認→	発症日の翌日から数えて5日を経過している 解熱した日の翌日から数えて2日を経過している	
新型コロナウイルス感染症 めやすの2つに×があるか確認→	発症日（無症状の場合は検体を採取した日）の翌日から数えて5日を経過している 症状が軽快＊した日の翌日から数えて1日を経過している ＊解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了している	
麻疹（はしか）	解熱した日の翌日から数えて3日を経過している 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した日の翌日から数えて5日を経過し、かつ、全身状態が良好になっている	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発疹が消失している	
風しん	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化している	
水痘（水ぼうそう）	発熱、充血などの主な症状が消退した日の翌日から数えて2日を経過している	
咽喉結膜熱（プール熱）	異なった日の咽喉検査の結果が連続して3回陰性となる、医師により感染のおそれがないと認められている	
結核	医師により感染のおそれがないと認められている	
膿膜炎・菌性大腸菌感染症 (0157・026・0111等)	医師により感染のおそれがないと認められている	
腸管出血性大腸菌感染症 (0157・026・0111等)	医師により感染のおそれがないと認められている	
流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められている	
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められている	
溶連菌感染症	抗生素内服後2~4時間が経過し、全身状態が良い	
ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能が正常になっている B型・C型：出席停止不要	
感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎 ノロ・ロタ・アデノ等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、全身状態が良い	
マイコプラズマ感染症	発熱や咳などの症状が改善し、全身状態が良い	
RSウイルス感染症	発疹（りんご病）のみで全身状態が良ければ登校可能	
伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ	発熱や口・のどの水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が改善すれば登校可能	
手足口病	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化している、適切に覆っていたら登校可能	
帶状疱疹	医師により感染のおそれがないと認められている	
その他の感染症（ ）	医師により感染のおそれがないと認められている	
受診した医療機関名（ 上記のとおり、相違ありません。）		
年 月 日	年 月 日	保護者氏名